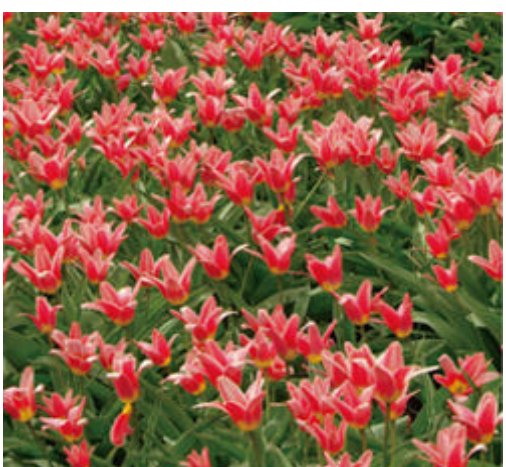
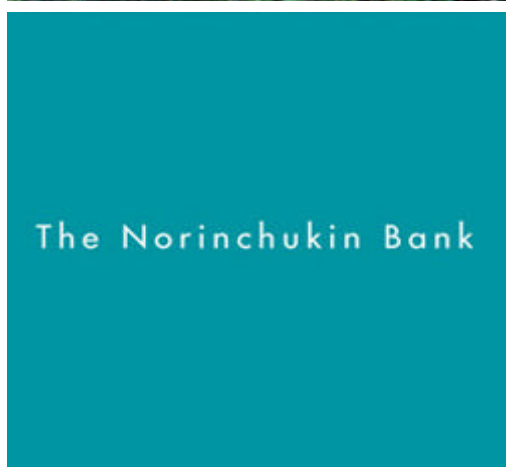


大船渡市農業協同組合にかかる 信用事業強化指導計画 (ダイジェスト版)



(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化
に関する法律附則第4条第2項)

平成24年1月
農林中央金庫



1 信用事業強化指導計画の策定にあたって	…	2
2 経営指導方針	…	3
3 信用事業強化計画を実施するために行う指導の内容	…	5
4 経営指導のための施策	…	6
5 優先出資の買取りにかかる事項	…	7
(参考)再編強化法を活用したスキーム(概要)	…	8

- 当金庫は、大船渡市農業協同組合が、組合員・利用者への安定的かつ円滑な資金供給を担う、重要な農業協同組合であるという認識の下、当組合の資本増強支援にあたり、再編強化法を活用することにより、財務基盤の健全性を確保することといたしました。
- こうした資本増強により、大船渡市農業協同組合が財務基盤の健全性を確保し、農業者に対する信用供与の円滑化と、被災者支援をはじめとする被災地域の復興に資する方策を実践するよう、当金庫としましては、農業協同組合の信用事業システムの中央組織として、「信用事業強化指導計画」を策定のうえ、当組合に対し、指導および助言を実施するなど全面的な支援を行ってまいります。
- 当金庫はこうした取組みを通じ、被災地域の農業・経済の復興に向けて、役割を果たしてまいります。

【当金庫】

指導 助言

【大船渡市農業協同組合】

組合員・利用者への安定的かつ円滑な資金供給

【目指すべき到達点】

地域農業・経済の復興

■ 経営指導方針

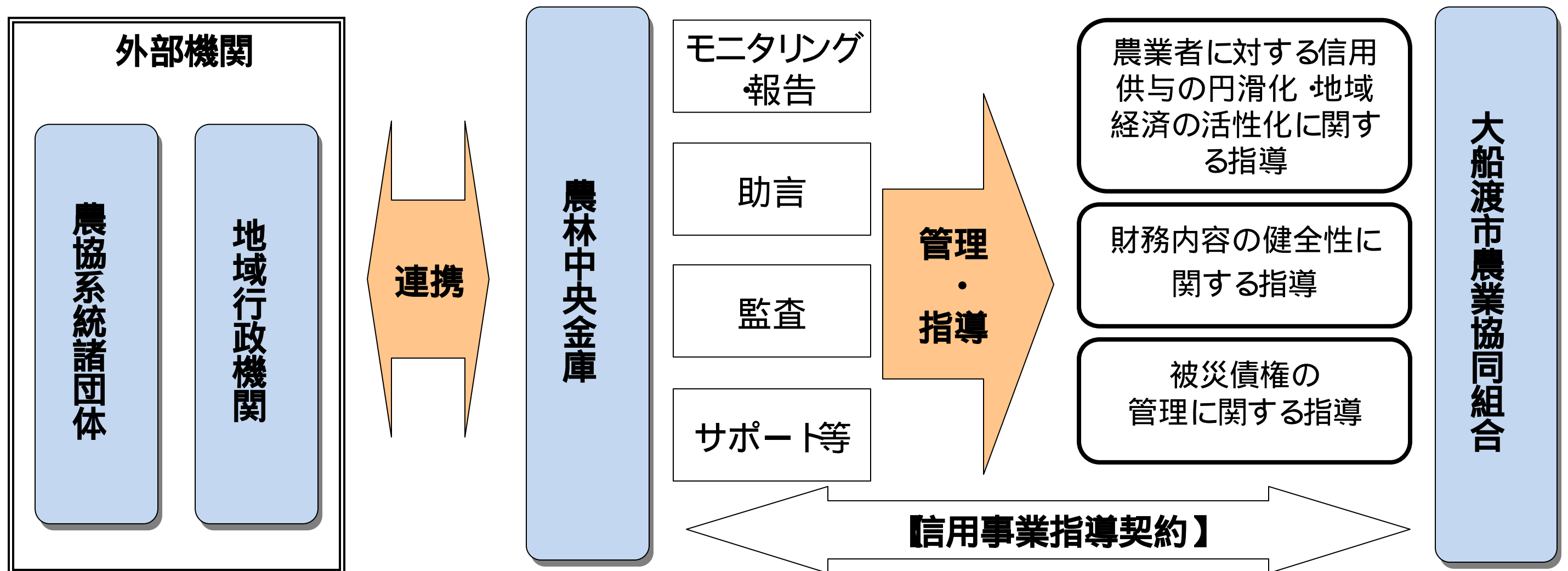
- 当組合が信用事業強化計画を着実に履行するように、当金庫は本支店の体制を整備し、指導を適時・適切に実施してまいります。

■ 指導体制の強化

- 平成23年度から2年間の「中期経営計画」において復興支援を最重要課題と位置付け、これに本支店一体となって取り組んでいくため、理事長を本部長とする復興対策本部会議を設置するとともに、復興対策担当理事を配置いたしました。
- また、「復興対策部」を新設するとともに、盛岡推進室に復興対策担当者を配置する等、指導体制を強化して、被災農漁協等に対する経営支援策の検討や利用者相談対応を行っております。

■ 外部機関との連携

- 地域の行政機関や、全国農業協同組合中央会、岩手県農業協同組合中央会、岩手県信用農業協同組合連合会、岩手県厚生農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会などの農協系統諸団体と連携してまいります。



■ 農業者に対する信用供与の円滑化・地域経済の活性化に関する指導

- 農業者に対する信用供与の円滑化と地域経済の活性化に資するため、各施策の実施状況および実績を確認するとともに、これまで以上に地域の農業者への円滑な資金提供や充実した金融サービスが実施されるよう指導・助言を行ってまいります。

■ 被災債権の管理に関する指導

- 当金庫は、当組合からの日常的な相談等に対し、必要に応じ外部専門家の機能も活用しながら対応するとともに、定期的な進捗管理を通じその実施状況を把握し、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。
 - a 被災債権の状況把握
 - － 四半期毎に「JA課題検討会」において、信用事業強化計画の履行状況とともに状況把握を行い、必要な指導および助言を行ってまいります。
 - b 被災者ニーズを踏まえた支援方策への指導
 - － 被災者の状況に応じた、必要かつ十分な対応が継続的になされるよう、JA課題検討会等を通じて、状況把握を行い、必要な指導および助言を行ってまいります。

■ 信用事業強化計画の進捗管理

- 定期的な報告を通じた進捗状況の管理と指導の実施。

■ モニタリング

- 定期的な財務状況等のデータ分析やストレステストを通じた、状況把握、被災債権の管理・回収、および経営改善指導。

■ JA全国監査機構による監査との連携

- JA全国監査機構による監査指摘事項等の指導への活用。

■ 計画の履行を確保するために必要な措置

- 他農業協同組合の事例の提供などを通じて、これまで以上に地域の農業者への円滑な資金や充実した金融サービスを提供。
- 農業融資担当者（担い手金融リーダー）および震災相談部署への指導・サポート。
- 研修開催や岩手県信用農業協同組合連合会へのトレーニー等による人材育成支援。

5 優先出資の買取りにかかる事項

- 農水産業協同組合貯金保険機構に優先出資の買取りを求める額

9,211百万円

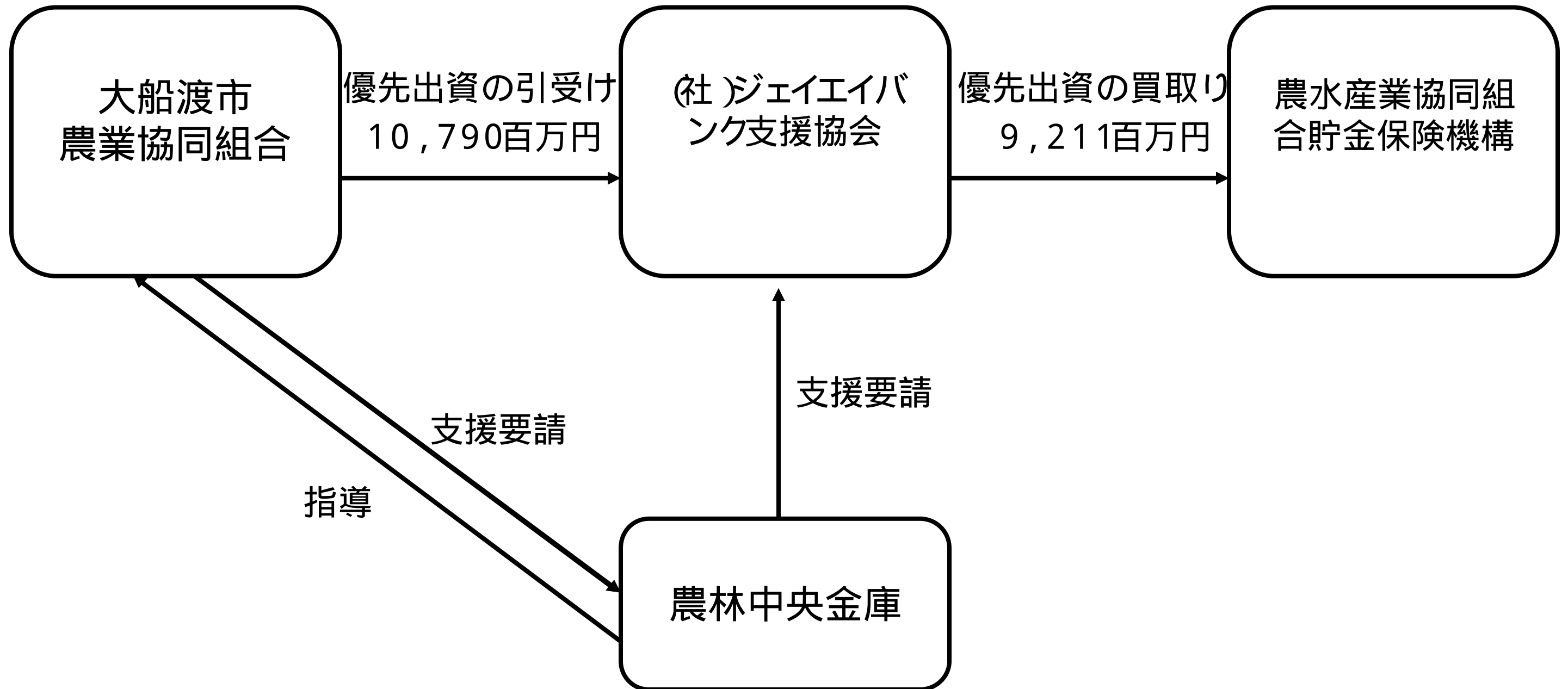
- 算定根拠

当組合が、被災者への債権の毀損等を最大限に見積もり、これらが顕在化したとしても十分な自己資本額を確保するため、10,790百万円の優先出資を発行するものです。なお、発行した優先出資は、(社)ジェイエイバンク支援協会が全額引受けた後、うち9,211百万円については、再編強化法附則第3条に基づき、支援協会から貯金保険機構に買取りを求めます。

買取額の算定にあたっては、「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律に関する留意事項について(再編強化法ガイドライン)」に基づき、優先出資の総額のうち50億円以下の金額に10分の8を乗じて計算した金額と当該額のうち50億円を超える金額に10分の9を乗じて計算した金額との合計額としております。

- 内容

1	種類	社債型非累積的永久優先出資
2	発行総額 (うち買取りを求める額)	10,790百万円 (9,211百万円)
3	配当率	0.32%
4	累積条項	非累積的
5	参加事項	非参加



大船渡市農業協同組合にかかる 信用事業強化指導計画

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の
再編及び強化に関する法律附則第4条第2項)

平成24年1月

農林中央金庫

目次

はじめに	1
1 信用事業強化指導計画の実施期間	1
2 信用事業指導方針	2
3 信用事業指導契約の内容	2
4 損害担保契約の内容	3
5 信用事業強化計画を実施するために行う指導の内容	3
6 指導体制の強化	4
7 経営指導のための施策	5
8 優先出資等の買取りを求める額およびその内容ならびに 指定支援法人が所有する優先出資等の額およびその内容	8

はじめに

当金庫は、農漁協の信用事業系統の中央組織として、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下、「法」という。）第3条に定めるところにより、特定農水産業協同組合等に対し、信用事業の再編ならびに強化を図るための必要な指導を行っております。

また、法第4条の定めるところにより、農業協同組合および信用農業協同組合連合会に対する上記指導に関する基本的な方針として、「JAバンク基本方針」を定めております。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、岩手県の大船渡市農業協同組合（以下、「当組合」という。）管内の農業および経済に甚大な被害をもたらしました。また、当組合も被災し、信用店舗19店舗のうち12店舗、その他の施設24施設のうち7施設が被害を受けている状況にあります。

このため、当組合は、地域の農業者をはじめとする組合員・利用者に対し、適切に金融機能を発揮していくため、資本増強を図る方針を決定し、当金庫に対し資本増強支援の要請を行いました。これを受け、当金庫は、当組合が地域の農業者に対する信用供与の円滑化と、被災者支援・被災地域の復興を担う重要な農業協同組合であるという認識の下、当組合の資本増強支援にあたり、法を活用することにより、当組合の財務基盤の健全性を確保することとし、法第32条第2項に定める指定支援法人である社団法人ジェイエイバンク支援協会（以下、「支援協会」という。）に対し、当組合が発行する優先出資の引受けの要請を行いました。

支援協会は、法附則第3条に基づき、農水産業協同組合貯金保険機構（以下、「貯金保険機構」という。）に対し、当組合が発行する優先出資の取得にかかる申込みを行うこととしております。

こうした資本増強により、当組合は財務基盤の健全性を確保し、農業者に対する信用供与の円滑化と、被災者支援をはじめとする被災地域の復興に資する方策を実践するため、法附則第3条に定める「信用事業強化計画」を策定し、さまざまな施策に鋭意取り組んでいくこととしております。

当金庫としましては、当組合における信用事業強化計画の実施についての指導に関する計画として、法附則第4条第2項に定めるところにより、本「信用事業強化指導計画」を策定のうえ、当組合に対し、指導および助言を実施するなど全面的な支援を行ってまいります。

1 信用事業強化指導計画の実施期間

当組合が策定する「信用事業強化計画」の実施期間が、平成23年3月から平成28年2月までであることから、当金庫も平成23年3月から平成28年2月までの信用事業強化指導計画を実施いたします。

なお、今後計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく主務大臣に報告をいたします。

2 信用事業指導方針

当金庫は、当組合が信用事業強化計画を着実に履行し、農業者に対する信用供与の円滑化と、被災者支援をはじめとする被災地域の復興に資する方策を着実に実施するよう、当組合を含む被災組合の復興対策のため本支店の体制を整備する等、当組合に対する指導を適時・適切に実施してまいります。

なお、甚大な被害を受けた当組合の信用事業の基盤回復には、地域農業そのものの復旧・復興が必要不可欠であると認識しております。このため、地域の行政機関や、全国農業協同組合中央会、岩手県農業協同組合中央会、岩手県信用農業協同組合連合会、岩手県厚生農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会などの農協系統諸団体の協力を得ながら、実効性ある指導を行っていくことといたします。

こうした信用事業強化計画の進捗状況については、J Aバンク基本方針に基づくモニタリングに加え、定期的な進捗管理を行い、必要な指導・助言を行ってまいります。

3 信用事業指導契約の内容

当金庫は、当組合と、信用事業指導契約（法附則第3条第1項第2号に規定する信用事業指導契約をいう。）を以下のとおり締結することとしております。

- (1) 当金庫は、法附則第4条第2項により主務大臣に提出した当組合にかかる信用事業強化指導計画に基づき、被災債権の管理及び回収に関する指導その他当組合の信用事業の強化のために必要な指導および助言（以下、「信用事業強化指導等」という。）を行うものとし、当組合は、当該信用事業強化指導等に基づき適切に信用事業を行うものとする。
- (2) 当金庫は、当組合の信用事業強化計画が円滑かつ確実に実施されるよう、次の内容の信用事業強化指導等を実施するものとする。
 - a 信用事業強化計画に基づく各施策の実施状況および実績の把握ならびに地域農業者への円滑な資金提供や金融サービスの充実に向けた指導・助言
 - b 財務内容の健全性および事業の健全かつ適切な運営を確保するための指導・助言
 - c 被災債権の管理および回収にかかる指導・助言
- (3) 当金庫は、当組合から以下のとおり報告を受けるものとする。
 - a 当金庫は、毎四半期終了後に、当組合の信用事業強化計画の進捗状況等を確認し、その結果等を踏まえて当組合に対し必要な指導・助言を行うものとする。
 - b 当組合は、「J Aバンク基本方針」に定める報告のほか、当金庫から、その業務および財産の状況につき必要な報告を求められた場合は、その求めに応じ必要な報告を行うものとする。

- c 当組合は、財産、経営、業況に重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあるときは、直ちに当金庫に対し報告し、必要な指導・助言を受けるものとする。

(4) 本契約は、契約締結の日(支援協会による当組合が発行する優先出資の引受けにかかる払込期日とする。)から効力を有し、当組合が法附則第16条第3項の認定または附則第17条第2項の認定のいずれかを申請した日までの間に限り、その効力を有するものとする。

4 損害担保契約の内容

当組合は、損害担保契約(法附則第3条第1項第3号に規定する損害担保契約をいう。)を行っておりません。

5 信用事業強化計画を実施するために行う指導の内容

(1) 農業者に対する信用供与の円滑化その他の当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策への指導

農業者に対する信用供与の円滑化と地域経済の活性化に資するため、各施策の実施状況および実績の把握に努めるとともに、これまで以上に地域の農業者への円滑な資金提供や充実した金融サービスの実施が図られるよう指導・助言を行ってまいります。

(2) 財務内容の健全性および事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策への指導

財務内容の健全性および事業の健全かつ適切な運営を確保するための方策については、JAバンク基本方針に基づくオフサイトのモニタリング(月次・半期・年次)および定期的な進捗管理を通じ、指導・助言を行ってまいります。

(3) 被災債権(東日本大震災の被災者である債務者に対する債権をいう。)の管理および回収に関する指導

当組合が実施する被災債権の管理および回収について、当金庫は、当組合からの日常的な相談等に対し、必要に応じ外部専門家の機能も活用しながら対応するとともに、定期的な進捗管理を通じその実施状況を把握し、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。

a 被災債権の状況把握

当金庫では、被災債権の管理および回収について、四半期に一度の「JA課題検討会」(以下、「課題検討会」という。)において、信用事業強化計画の履行状況とともに状況把握を行い、必要な指導および助言を行ってまいります。

b 被災者ニーズを踏まえた支援方策への指導

当組合では、被災地域の現状と被災者の復興ニーズが多岐にわたる状況を踏まえ、被災者からの声に丁寧に耳を傾け、被災状況、事業再生に向けた意向、経営課題、ニーズの把握を的確に行ったうえで、被災者の状況に応じた最適な支援策を提案・実施していくこととしております。

当金庫では、被災者の状況に応じた、必要かつ十分な対応が継続的になされるよう、課題検討会等を通じて、状況把握を行い、必要な指導および助言を行ってまいります。

6 指導体制の強化

当金庫は、震災発生以降の復旧・復興支援のため、地震発生直後に災害対策本部を設置し、各県に被災状況やシステムの稼働状況の確認を行いながら、金融面での緊急対応や被災地への人的派遣等の必要な対策を講じました。一方で、復興に向けた対応策を検討するため、当金庫内に部横断的なプロジェクトを立ち上げ、他全国連とも連携をとりながら、対応策を検討してまいりました。

また、平成 23 年度から 2 年間の「中期経営計画」を策定し、同計画において復興支援を最重要課題と位置付けました。これに本支店一体となって取り組んでいくため、平成 23 年 6 月 24 日付で理事長を本部長とする復興対策本部会議を新たに設置するとともに、復興対策担当理事を配置いたしました。

あわせて、本店 J A バンク 統括部内に、被災農漁協等に対する経営支援策の検討や利用者相談対応を行う「復興対策部」を新設し、行政機関や全国段階の農協系統諸団体と連携するとともに、担当部・支店への指示・サポートを行っております。

また、当組合が所在する岩手県を担当する仙台支店盛岡推進室内に、県内農協系統諸団体との連携強化のため、仙台支店盛岡推進室の担当者を通常よりも 1 名増員した体制を維持しており、県や県段階の農協系統諸団体とともに、震災からの復興に取り組んでおります。なお、岩手県内農協系統諸団体においては、岩手県信用農業協同組合連合会が「J A バンク 岩手東日本大震災復興対策会議」を設置しているほか、当組合における信用事業強化計画の実施・進捗管理等を支援するため、岩手県農業協同組合中央会、岩手県信用農業協同組合連合会、岩手県厚生農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会岩手県本部、全国共済農業協同組合連合会岩手県本部内で進捗管理部署を定め、取組みをサポートいたします。また岩手県農業協同組合中央会、岩手県信用農業協同組合連合会から当組合に対し、職員を 1 名ずつ派遣する予定です。

7 経営指導のための施策

(1) 信用事業強化計画の履行状況の管理

a 四半期報告

当組合の信用事業強化計画については、四半期に一度、課題検討会において、県行政・県内農協系統諸団体等の協力を得ながら履行状況の把握を行い、計画履行に向けて必要な指導および助言を行ってまいります。

b 半期報告

課題検討会を通じ把握した履行状況や当金庫等の指導状況については、半期に一度、弁護士・税理士等の有識者により構成される「第三者委員会」に報告を行い、意見の聴取ならびに評価を受けるものとします。同委員会の意見・評価を踏まえ、当金庫経営管理委員会の下に設置し、全国の信用農業協同組合連合会会長クラスにて構成されている「JAバンク中央本部委員会」に報告し、他県の農業協同組合等経営者による意見も踏まえ、必要な指導および助言を行ってまいります。

c 信用事業強化指導計画履行状況報告

当金庫は、法附則第8条第1項に基づき、当組合の信用事業強化計画の履行状況の報告とあわせて、本信用事業強化指導計画の履行状況を主務大臣へ報告いたします。

(2) モニタリング

当金庫は、JAバンク基本方針に基づき、月次・半期・年次のモニタリングを行っており、その情報をもとに、岩手県信用農業協同組合連合会および岩手県農業協同組合中央会の協力を得ながらデータ分析、ストレステストを実施し、必要に応じて状況確認、被災債権の管理・回収、および経営改善指導を行ってまいります。

a 月次モニタリング（オフサイト）

当金庫は、農協系統信用事業の共通システムを通じ、当組合のリスクや資金運用状況を把握・点検するため、毎月、以下の項目についてモニタリングを行っております。

項 目
有価証券残高
有価証券評価損益額
貯証率
有価証券減損処理懸念額
アウトライヤー比率（みなし補正值）

3か月以上延滞金残高 貯貸率（みなし補正值） 外部格付のある与信のデフォルトによる損失見込額 ストレストテスト後自己資本比率（みなし補正值） 総合的なリスク量対自己資本（みなし補正值）
--

b 半期モニタリング（オフサイト）

当金庫は、経営状況を把握・点検するため、当組合から、半期決算終了後、以下の報告を受け、モニタリングを行っております。

項 目
上半期決算実績 組織・事業量の概況（所定様式） 貸借対照表，損益計算書

c 年次モニタリング（オフサイト）

当金庫は、経営状況を把握・点検するため、当組合から、事業年度終了後、以下の報告を受け、モニタリングを行っております。

項 目
業務報告書 総（代）会資料（事業計画書を含む） ディスクロージャー誌 組織・事業量の概況（所定様式） 農協法等に定める経営健全性基準等の遵守状況 資産自己査定結果 貸出等信用供与の状況 余裕金運用の状況 自己資本比率の状況 金利リスク等 貸借対照表，損益計算書 部門別損益の状況 連結決算の状況 会計関連資料（減損損失，繰延税金資産等） アウトライヤー基準該当に関する報告書

d オンサイトモニタリング

上記オフサイトによるモニタリングの結果、JAバンク基本方針に定める基準に抵触した場合は、岩手県信用農業協同組合連合会および岩手県農業協同組合中央会の協力を得ながら、当組合の財務状況等について、統一された視点でオンサイトによるモニタリングを行うこととしております。

e JA全国監査機構による監査との連携

信用事業を実施する農業協同組合は、全国農業協同組合中央会（JA全国監査機構）による監査を半期毎に受けることとされており、同監査の指摘事項等についても、JAバンク基本方針に基づき農業協同組合から報告を受け、指導に活用していくこととしております。

（3）計画の履行を確保するために必要な措置

当金庫は、当組合の経営状況や課題等を把握したうえで、信用事業強化計画の達成に必要と判断される措置を実施いたします。

a 人的支援の実施

前述のような指導体制を維持し、農協系統諸団体が一丸となって当組合のマネジメント強化をサポートいたします。

b 震災相談部署への指導・サポート

当組合本店相談課からの震災にかかる相談等に対しては、岩手県信用農業協同組合連合会JAバンク推進本部が一元的に窓口となり、当組合への説明会を開催するなどして、貸出債権の管理・回収の実務における課題の整理や個人版私的整理ガイドラインの対応などの二重債務問題にかかる指導・サポートを行っております。

当金庫仙台支店盛岡推進室としては、岩手県信用農業協同組合連合会と連携し、これまで以上に地域の農業者への円滑な資金提供や充実した金融サービスの実施が図られるように、他JAの事例の提供などを通じて、必要な指導・サポートを行ってまいります。

また、当組合が実施する被災債権の管理および回収について、当金庫は、当組合からの日常的な相談等に対し、必要に応じ外部専門家の機能も活用しながら対応するとともに、定期的な進捗管理を通じその実施状況を把握し、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。

c 担い手金融リーダーへの指導・サポート

現在、訪問活動にかかるマニュアル配布、行動目標の導入による進捗管理、県内JAのCS調査結果を踏まえた農業融資の取組みにかかる改善策の検討などを行っており、引き続き農業融資にかかる企画推進・管理を担う「担い手金融リーダー」への指導・サポートを継続してまいります。

なお、岩手県信用農業協同組合連合会においても、会内に設置されている「農業金融センター」が窓口となり、担い手金融リーダーからの日常的な相談等の対応や、担い手金融リーダー間の情報交換やスキルアップをねらいとする「担い手金融リーダー協議会」の開催など、必要な指導・サポートを行ってまいります。

d 人材育成への支援

被災地域において農業者をはじめとする組合員・利用者からの相談に的確に対応し、様々なニーズに対応できる十分な金融手法や各種事業の知識をもった人材の育成をサポートするため、当金庫関係会社の(株)協同セミナーによる通信研修の提供を行うほか、岩手県信用農業協同組合連合会主催による農業融資推進等の研修を開催し、参加を奨励いたします。

また、岩手県信用農業協同組合連合会による融資等にかかるトレーニーの受け入れを行い、融資担当者等の育成をサポートいたします。

e A L Mサポートの実施

前述のモニタリング等を通じ、A L Mの実施状況を確認する等、リスク管理態勢の強化をサポートしてまいります。

8 優先出資等の買取りを求める額およびその内容ならびに指定支援法人が所有する優先出資等の額およびその内容

(1) 優先出資等の買取りを求める額およびその内容

法附則第3条に基づき、支援協会が貯金保険機構に対し、当組合が発行する優先出資の買取りを求める額およびその内容については、以下のとおりです。

1 種類	社債型非累積的永久優先出資
2 申込期限 (払込日)	平成24年2月24日(金)(予定)
3 発行価格 非資本組入額	1口につき1,000円(額面金額1口1,000円) -
4 発行総額 うち買取りを 求める額 うち支援協会が 所有する額	10,790百万円 9,211百万円 1,579百万円
5 発行口数 うち買取りを 求める口数 うち支援協会が 所有する口数	10,790千口 9,211千口 1,579千口
6 配当率	0.32% (平成24年2月29日を基準日とする期末の剰余金の

	配当の場合は、払込期日から平成 24 年 2 月 29 日までの間の日数で日割計算とする。)
7 累積条項	非累積的
8 参加事項	非参加
9 残余財産の配分	次に掲げる順序により残余財産の分配を行う 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。 の分配を行った後の残余財産の分配方法は、総会においてこれを定める。 この組合の残余財産の額が により算定された優先出資者に対して支払うべき金額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその口数に応じて分配する。

(2) 算定根拠

当組合が、被災者への債権の毀損等を最大限に見積もり、これらが顕在化したとしても十分な自己資本額を確保するため、10,790百万円の優先出資を発行するものです。なお、発行した優先出資は、(社)ジェイエイバンク支援協会が全額引受けた後、うち9,211百万円については、法附則第3条に基づき、支援協会から貯金保険機構に買取りを求めます。

買取額の算定にあたっては、「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律に関する留意事項について(再編強化法ガイドライン)」に基づき、優先出資の総額のうち50億円以下の金額に10分の8を乗じて計算した金額と当該額のうち50億円を超える金額に10分の9を乗じて計算した金額との合計額としております。

以上